

やまぐち高齢者プランの推進体制について

1 背景

介護保険法改正(H30.4 施行)により、介護保険事業支援計画について次の①～③が義務付け

- ① 市町が行う自立支援、介護予防・重度化防止及び介護給付適正化の取組への支援施策及び目標の設定（法第118条第2項）
- ② 支援施策の実施状況及び目標の達成状況の調査・分析及び評価（法第118条第7項）
- ③ 評価結果の公表（法第118条第8項） ※ ③は努力義務

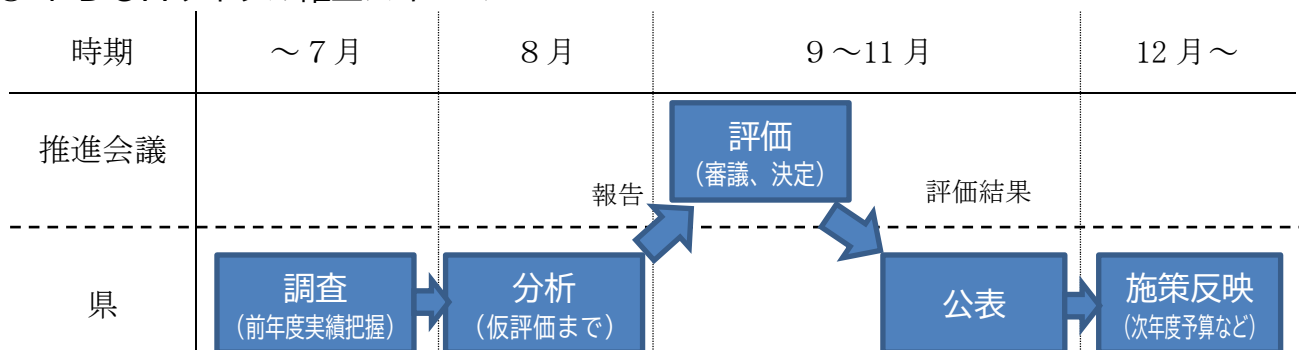
➡ P D C Aサイクルの確立のため
 毎年度、施策の実施状況及び目標の達成状況を調査・分析及び評価、公表する必要
 ※ 評価については、県による自己評価のみでなく、第三者の関与が望ましい

2 やまぐち高齢者プランの推進体制

本推進会議を活用した以下のスキームにより、P D C Aサイクルを回している。

（「第六次やまぐち高齢者プラン」の初年度経過後の令和元年度より実施。）

○ P D C Aサイクル確立スキーム



○ 概要

項 目	内 容
調 査	県で実施（仮評価まで）
分 析	推進会議に報告
評 価	推進会議で審議、評価の決定、意見聴取
公 表	県HPで公表（会議資料、評価結果）
開催時期	秋頃（9月～11月）

※ 次期プラン策定年度（令和8年度）については、策定作業と並行して実施し、本推進会議における評価結果を素案作成（11月頃）等に反映